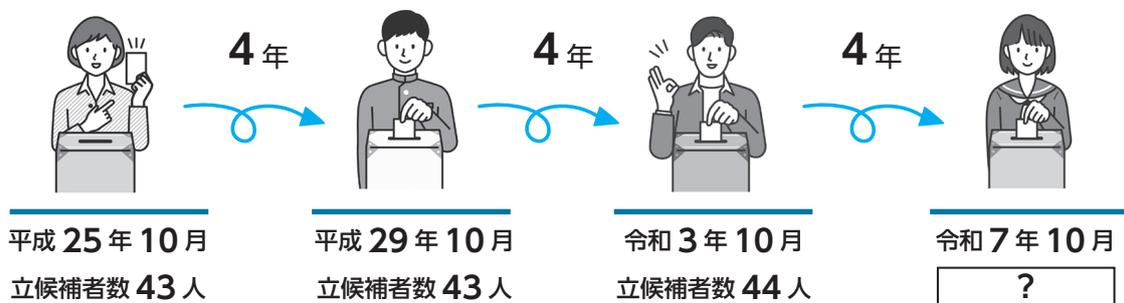




Q. 市議会議員にはどうしたらなれるのですか？

A. 選挙権のある 25 歳以上で、引き続き 3 ヶ月以上佐賀市内に住所のある人は、市議会議員に立候補する資格があります。議員になるには、4 年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。議員の人数（定数）は地方自治法の規定により、条例によって定めることになっています。佐賀市議会の定数は平成 25 年 10 月の選挙から 36 人になりました。次回の選挙は令和 7 年 10 月に行われる予定です。

佐賀市議会議員選挙の立候補者数



Q. 定例会が行われていないとき、議員は何をしているのですか？

A. 必要に応じて常任委員会（委員研究会）、特別委員会、全員協議会など、市政の重要な問題などを話し合う会議が開かれます。この時期を利用して、他自治体の先進事例を視察するなどの活動もしています。また、地域のさまざまな活動や問題解決に取り組んでいます。



Q. 議員の報酬はいくらですか？

A. 議員の報酬・期末手当は、「佐賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する佐賀市特別職給与等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

報酬（月額） ▶ 議長 692,000 円 ▶ 副議長 607,000 円 ▶ 議員 553,000 円

期末手当（年額） ▶ 全議員 期末手当基礎額（報酬月額 × 1.15） × 3.4 カ月分

令和 6 年 4 月 1 日現在

Q. 政務活動費とはどのようなものですか？

A. 政務活動費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、一人あたり月額5万円（年間60万円）が交付されます。ただし、残余金がある場合や用途基準に合致しない場合には返還することになっています。用途は、研究研修費、調査旅費、資料購入費などの「政務活動」に限られます。

佐賀市議会では、市民の皆さまのご理解が得られるよう、用途についての運用方針を定め、用途の厳格化・透明化に鋭意取り組んでいます。取り組みの一つとして、政務活動費の関係書類（収支状況一覧表、支出明細書、領収書、備品台帳、視察報告書）をホームページで公開しています。

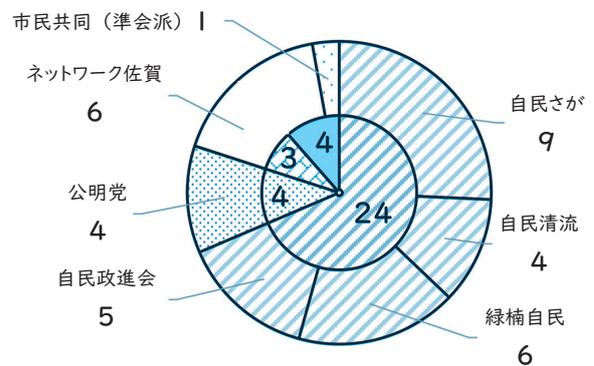
データで見る佐賀市議会 PICK UP!

◎議員1人に対する市民の人数

：約6,500人



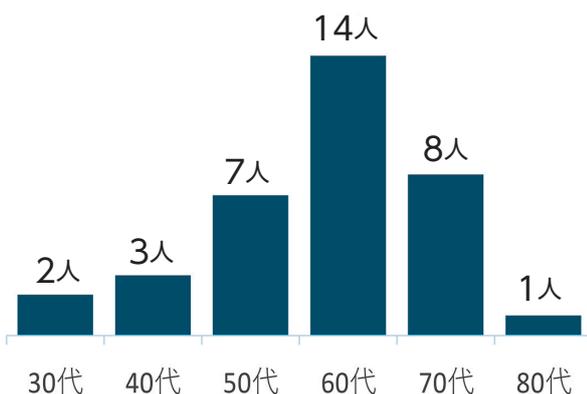
◎会派・党派別構成



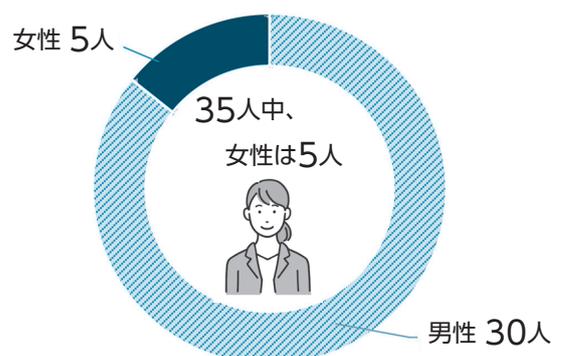
【党派別構成】

自由民主党 24人、公明党 4人、立憲民主党 3人、無所属 4人

◎議員の平均年齢：約61.7歳



◎女性議員の割合：14.3%



令和6年9月末現在